

消防団出初式

日時 1月17日(日)
午前9時30分
場所 中学校



地域を守る消防団

町内の火災時の消火活動などで重要な役割を果たしている消防団は、郷土愛護の精神に基づいて町内在住の方で構成されています。

消防団員は各自の職業に従事しながら、火災発生などの非常時には本来の仕事を投げ打って被害を最小限に食い止めるため献身的な活動を行っています。

火災発生時に消防署が素早く駆けつけ消火することは知られていても、消防団の活動はあまり知られてはいません。火災の鎮火作業は当然消防署が主導しますが、付近一帯の交通や人の整理、鎮火後の警備や見回りなどには消防団がなくてはならない重要な役割を果たしています。

また、年間を通しての活動や季節ごとの火災予防の巡回広報や特別警戒、町や地域主催の各種行事への参加など広範囲にわたって活躍しています。その他、地震などの自然の災害が発生した場合、河川の氾濫などに対応する水防団としての任務も併せ持つ極めて重要な職責を担う団体です。



しかし、近年団員の高齢化や若い方の敬遠などにより、各地域の団員確保が難しくなってきました。いざ、災害が発生したときは、その地域内の方々の助け合いや協力が必要となり、地域防災のリーダーである消防団がなくてはならない存在であることはご理解いただけたと思います。

安全で快適なまちづくりのためにあなたの力を！

消防団の方々や団員を勧誘するために各地区のご家庭を訪問することがあると思いますが、消防団の趣旨をご理解いただき、ぜひとも消防団の活動に参加していただきますようお願いいたします。

緊急時あわてず あせらず 110番

1月10日は110番の日

携帯電話からの110番

携帯電話の普及に伴い、携帯電話による110番が急増しているところです。

携帯電話は、電話ボックスを探すなど時間を必要としなため速報性が強く、事件・事故の早期解決に有効という利点の反面、次のような欠点もあります。

○無線線を使用しているため、気象条件、地理条件により感度が悪くなる。

○県境附近では、管轄区域以外の県警につながることもある。

○通報者が移動中で自己の通報場所が分からず、発生場所の特定ができない場合がある。

○手軽さのあまり、地理案内に利用される。

○道路交通法の改正で自動車運転中の場合は、違反となるうえ交通事故の原因となる。

そこで、携帯電話で110番通報する際は、次の事項に注意してください。

○市町村名、目標物を確認する。

○周りの地形、建物をよく見て分かりやすく説明する。

○公衆電話があればかけ直す。

○自動車で行く場合は、安全な場所に停車してから通報する。

安心の相談ダイヤル

#9110

要望・相談などには、110番を利用しないでください。必要な場合は、

警察安全相談電話

平日午前9時～午後5時

☎(953)9110

(一般回線)

#9110(プッシュホン)

回線契約、携帯電話、PHS)

警察署、交番等

津島警察署

☎0567(24)0110